

農林水産省指令 2水管第 2212 号

神奈川県横浜市中区日本大通 1

神奈川県知事

令和 3 年 1 月 13 日付け水第 822 号で申請のあった貴県の海洋生物資源の保存及び管理に関する都道府県計画の変更について、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）附則第 28 条の規定によりなお効力を有するものとされた同法第 6 条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 10 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき承認します。

令和 3 年 2 月 1 日

農林水産大臣 野上 浩太郎

海洋生物資源の保存及び管理に関する神奈川県計画の別に定める「くろまぐろ」について 新旧対照表

変 更 後	変 更 前																				
<p>第1 略</p> <p>第2 くろまぐろの漁獲可能量について神奈川県知事管理量に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="176 544 1102 772"> <tr> <td>くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）</td> <td>47.3 トン</td> <td>うち <u>0.3</u> トンを留保する</td> </tr> <tr> <td>くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）</td> <td>6.9 トン</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項</p> <p>(1) 小型魚における管理</p> <p>【採捕の種類別の数量】</p> <p>採捕の種類別の割当量は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="176 1147 954 1299"> <tr> <td>採捕の種類</td> <td>小型魚</td> </tr> <tr> <td>本県の漁船漁業等の割当量</td> <td>23.8 トン</td> </tr> </table>	くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	47.3 トン	うち <u>0.3</u> トンを留保する	くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）	6.9 トン		採捕の種類	小型魚	本県の漁船漁業等の割当量	23.8 トン	<p>第1 略</p> <p>第2 くろまぐろの漁獲可能量について神奈川県知事管理量に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="1182 544 2107 772"> <tr> <td>くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）</td> <td>47.3 トン</td> <td>うち <u>3.3</u> トンを留保する</td> </tr> <tr> <td>くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）</td> <td>6.9 トン</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項</p> <p>(1) 小型魚における管理</p> <p>【採捕の種類別の数量】</p> <p>採捕の種類別の割当量は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1182 1147 1960 1299"> <tr> <td>採捕の種類</td> <td>小型魚</td> </tr> <tr> <td>本県の漁船漁業等の割当量</td> <td>23.8 トン</td> </tr> </table>	くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	47.3 トン	うち <u>3.3</u> トンを留保する	くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）	6.9 トン		採捕の種類	小型魚	本県の漁船漁業等の割当量	23.8 トン
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	47.3 トン	うち <u>0.3</u> トンを留保する																			
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）	6.9 トン																				
採捕の種類	小型魚																				
本県の漁船漁業等の割当量	23.8 トン																				
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	47.3 トン	うち <u>3.3</u> トンを留保する																			
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）	6.9 トン																				
採捕の種類	小型魚																				
本県の漁船漁業等の割当量	23.8 トン																				

本県の定置漁業の割当量 23.2 トン

(注) 漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

【期間別の数量】

採捕の種類及び期間	小型魚
本県の漁船漁業等の割当量	23.8 トン
うち令和2年4月～6月	0.2 トン
令和2年7～9月	0.1 トン
令和2年10～12月	<u>0.1</u> トン
令和3年1～3月	<u>23.4</u> トン

採捕の種類及び期間	小型魚
本県の定置漁業の割当量	<u>23.2</u> トン
うち令和2年4月～6月	0.8 トン
令和2年7～9月	2.8 トン
令和2年10～12月	16.2 トン
令和3年1～3月	<u>3.4</u> トン

以下略

本県の定置漁業の割当量 20.2 トン

(注) 漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

【期間別の数量】

採捕の種類及び期間	小型魚
本県の漁船漁業等の割当量	23.8 トン
うち令和2年4月～6月	0.2 トン
令和2年7～9月	0.1 トン
令和2年10～12月	<u>22.0</u> トン
令和3年1～3月	<u>1.5</u> トン

採捕の種類及び期間	小型魚
本県の定置漁業の割当量	<u>20.2</u> トン
うち令和2年4月～6月	0.8 トン
令和2年7～9月	2.8 トン
令和2年10～12月	16.2 トン
令和3年1～3月	<u>0.4</u> トン

以下略

下線部が変更箇所

水 第 8 9 7 号
令和 3 年 2 月 4 日

定置漁業権漁業権者
知事許可小型定置の許可対象者
沿海漁業協同組合代表理事組合長

様

神 奈 川 県 知 事

定置漁業における 30kg 未満のクロマグロを目的とする採捕停止命令の
撤回について（通知）

農林水産大臣より、「神奈川県海洋生物資源の保存及び管理に関する神奈川県計画の別に定める「くろまぐろ」について」の変更が承認され、定置漁業における 30 kg未満のクロマグロの割当量が、令和 3 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日については、0.4 t から 3.4 t となりました。これに伴い、採捕停止命令を発出する基準を下回ったことから、令和 2 年 11 月 30 日付け神奈川県指令水第 711 号にて通知した、令和 2 年 11 月 30 日から令和 3 年 3 月 31 日における定置漁業での 30kg 未満のクロマグロを目的とした採捕停止命令を、令和 3 年 2 月 4 日以降について撤回します。

なお、定置漁業における 30kg 未満のクロマグロの割当量は、第 6 管理期間通期で 23.2 t となりましたが、現時点における同期間の採捕量は 20.5874 t であるため、割当量消化率は 88.7%となりました。割当量消化率が 8 割を超えているため、これを公表し、早期是正措置を講じることとなります。定置漁業を行っている漁業者は、1.5kg 未満のクロマグロを再放流し、1 週間に 1 日以上以上の休漁を行い、30kg 未満のクロマグロ小型魚を 1 日当たり 10kg 以上水揚げした場合は、その後 4 日間は小型魚を再放流してください。また、各漁業協同組合におかれましては、当該措置の履行確認をお願いいたします。

問合せ先

水産課漁業調整・資源管理グループ 山本

電 話：045-210-4549（直）

ファクシミリ：045-210-8853